

出前講座のご案内



東京法務局では、皆様のご都合のよい場所（コミュニティセンターなど）に法務局の職員等を派遣し、相続登記の申請義務化や自筆証書遺言書保管制度に関する出前講座を行っています。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

内 容

講座内容は以下の2種類です。

①相続登記の申請義務化

令和6年4月1日から開始した相続登記の申請義務化について、制度の内容や相続登記の申請の流れ、新しい取組などを説明します。

②自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から開始した自筆証書遺言書を法務局で保管する制度について、利用する際の注意点や申請手続の流れを説明します。

※本講座は、上記制度について概要を知っていただくためのものです。

個別具体的な手続きや相続税に関する説明は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

対 象

出前講座は、地方公共団体、会社、法人、その他の団体又はグループが開催する集会、会合等で、参加者がおおむね10名以上で開催されるものを対象に実施するものとします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、原則として、お断りさせていただきます。

- (1) 政治又は宗教等の団体、一般企業等が講演料等を徴収して開催する講演会等の場合
- (2) 1つの団体等から、同じテーマで多数の申込みがある場合
- (3) 営利目的の講演会等の場合
- (4) 出前講座を実施することで、通常業務に影響がある場合
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、出前講座を実施することが適当でないと判断した場合

留意事項

- (1) 出前講座の実施時間は、原則として、平日の午前10時から午後5時までです。
- (2) 出前講座の所要時間は、質疑応答を含め、原則として45分から90分程度です。
- (3) 出前講座の実施場所は、東京法務局管轄区域内東京都内とし、会場は申込者が用意してください。

申込み及びお問合せ先

- (1) お申込みは、[出前講座申込フォーム](#)又は以下のQRコードから必要事項をご入力いただき、送信してください。

※希望日時は、1か月以上先の日付でお願いします。

- (2) 出前講座の実施の可否について、後日、担当者から連絡いたします。

(出前講座申込)



遺言書ほかんガルー

不明点等がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

東京法務局民事行政調査官室 TEL：03-5213-1319